

排水路等清掃業務委託（その２）特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

本特記仕様書に定めのない事項（業務計画書等）については、河川・水路等維持管理業務共通仕様書に準じるものとする。

- 1 件 名 排水路等清掃業務委託（その２）
 - 2 業務目的 本業務は排水路の維持管理として、排水路内の除草等を行い、排水路の機能を正常に保つことを目的とする。
 - 3 委託場所 市川市二俣 770 番地先 外 21 箇所
 1. 市川市二俣 770 番地先
 2. 市川市二俣 603 番地先
 3. 市川市二俣 572 番地先
 4. 市川市二俣 717 番地先
 5. 市川市二俣 1 丁目 8 番地先
 6. 市川市二俣 1 丁目 3 番地先
 7. 市川市二俣 2 丁目 13 番地先
 8. 市川市原木 1 丁目 3 番地先
 9. 市川市原木 2 丁目 10 番地先
 10. 市川市原木 3 丁目 1 番地先
 11. 市川市原木 4 丁目 12 番地先
 12. 市川市原木 4 丁目 15 番地先
 13. 市川市原木 1862 番地先
 14. 市川市原木 2015 番地先
 15. 市川市原木 2440 番地先
 16. 市川市原木 2445 番地先
 17. 市川市高谷 1675 番地先
 18. 市川市稲荷木 2 丁目 18 番地先
 19. 市川市塩焼 4 丁目 15 番地先
 20. 市川市塩浜 3 丁目 13 番～17 番地先
 21. 市川市福栄 4 丁目 32 番地先
 22. 市川市南行徳 4 丁目 2・3 番地先
- ※詳細については、別紙 2（案内図 1～22）を参照するものとする。

4 委託期間 契約日翌日から令和8年11月30日まで

5 業務内容

排水路内の除草等を行い、排水路の機能を正常に保つことを目的とする。

草刈り回数：1回

草刈り時期：7月～10月予定

名称	規格	単位	数量	備考
除草	平地	m ²	16,700	
除草	傾斜地	m ²	10,300	
除草	水路内	m ²	8,500	
計		m ²	35,500	
散在塵芥収集		m ²	35,500	

※排水路の構造・延長及び除草面積については、別紙2（数量表1～22）を参照するものとする。ただし、委託者から提供された数量が現地と大きく相違がある場合、求積図等を修正し提出すること。

添付資料

- ・河川・水路維持管理業務共通仕様書
- ・数量表一覧（別紙1）
- ・案内図1～22（別紙2）
- ・写真管理基準（別紙3）
- ・完了届

6 業務担当に関する事項

ア) 業務責任者の資格

- ・業務責任者は、「1級又は2級造園施工管理技士」とする。

7 施行方法

(1) 除草

- ア) 除草時期及び除草順番等を十分に監督職員と協議し、決定すること。
- イ) 樹木、施設等を損傷しないよう注意し、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ウ) 刈高については、50mm以下とすること。
- エ) 水路用地内に実生の木がある場合は、監督職員と協議すること。
- オ) フェンスや樹木等に絡みついた蔓植物もきれいに除去すること。
- カ) 作業中は、水路の下流側にネット等を設置して、刈草の流出を防ぐこと。また、刈草は、熊手等により水路用地内に残さないようきれいに取り除くこと。
- キ) 刈草は十分に脱水・乾燥させたものを収集し、市川市クリーンセンター（市川市田尻1003番）で処分すること。
- ク) 機械を用い草刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように飛散防止用ネット等を用いて養生を行うこと。
- ケ) 受託者は作業前、作業中、作業後の状況が対照できるように写真を撮影し、指定のファイルに整理し提出すること。
- コ) その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえ除去すること。
- サ) 水中除草の場所については雨天時、冠水の恐れがあるため監督職員と協議し優先的に行うこと。
- シ) 市道上において道路規制を行う場合は、警察、関係機関への届出を行い、交通誘導員の適切な配置を行うこと。

(2) 散在塵芥収集

- ア) 業務で生じるによる発生材(剪定・刈込の枝葉、刈り取った草など)については一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
- イ) 散在している塵芥は、原則として燃えるゴミ、燃えないゴミ等に分別して一箇所に集積すること。
- ウ) 塵芥が発生した量については、報告書に記載すること。
- エ) 水路内に不法投棄物がある場合は、一箇所に集積し、その処理については監督職員と協議を行うこと。

河川・水路等維持管理業務共通仕様書

1 適用範囲

- (1) 河川・水路等維持管理業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市（以下、「委託者」という。）が発注する河川、水路、調整池および関連する施設等における除草、刈込、剪定、浚渫、清掃および害虫防除等の維持管理業務を委託する場合の業務内容その他必要な事項を定めるものとし、もって適正な執行を確保するものとする。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかにより定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書がある場合は、特記仕様書に記載している内容を優先するものとする。なお、共通仕様書と特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行う権限を有する者をいう。

3 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該業務についての高度な技能および判断力ならびに指導力を有し、実務経験が3年以上の者とする。なお、業務責任者は当該受託者と直接的かつ恒常

的な雇用関係にある者とする。

- (3) 業務責任者は、業務内容を総合的に把握し、次の事項を含む管理業務を常時継続的に行うものとする。
 - ア) 業務を円滑に実施するために委託者との打合せ・協議および関係機関との連絡・調整を行うものとする。
 - イ) 業務を適切に行える業務従事者を人選し、能力に応じた配置を行うものとする。
 - ウ) 業務計画を立案し、業務を直接行う者（以下「業務従事者」という。）に業務の目的および業務内容の周知を図るものとする。
 - エ) 業務の実施においては、業務従事者を指揮し、現場状況に応じた指導・教育を行うものとする。
 - オ) 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令を遵守するとともに、業務従事者への安全衛生管理および第三者に対する安全衛生に関する配慮を行うものとする。
- (4) 業務責任者は市民からの問い合わせや要望・意見（以下「要望等」という。）があった時は誠実に対応するものとする。この要望等が受託業務の範囲内と判断した場合は、速やかに対応するものとする。また、受託業務外の要望等あるいは業務責任者が判断できない要望等の場合は、その要望等を当日中に監督職員に連絡し、指示を受けるものとする。

4 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6 業務着手時

- (1) 受託者は、下記の書類を、監督職員に提出すること。
 - ア) 契約締結後14日以内かつ、業務開始までに着手届、業務責任者届け(資格が確認できる書類含む)を提出すること。
 - イ) 契約締結後14日以内かつ、業務開始までに業務計画書を提出すること。
- (2) 業務計画書
受託者は、計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。業務計画書は、監督職員と十分に協議し、作業の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、作成すること。尚、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要(業務内容、作業の目的・目標、留意事項など)
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表(業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等)
 - エ) 使用機材、車両(車検証の控え等)
 - オ) 主要材料(MSDS等)
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画(出来形管理、品質管理、写真管理等)
 - ク) 安全管理(安全訓練等の実施)
 - ケ) 緊急時の連絡体制(休日の連絡先、救急病院への案内図等)
 - コ) 交通管理(作業帯図、交通規制帯図等)
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項

7 業務期間中

- (1) 作業予定表
受託者は作業実施にあたり、週間予定表を週初めまでに監督職員に提出すること。
- (2) 作業報告書
受託者は、特記仕様書に定められた期限までに実施した作業内容をまとめた実施報告書を、特記仕様書に定められた期限までに監督職員に提出すること。
- (3) 業務完了報告書
分割払いが契約条件の業務においては、期間ごとに業務完了報告書を提出する。期間の区切り、業務完了報告書の提出期限は、特記仕様書に定めるものとする。
- (4) 変更届
業務計画書など着手時に提出した書類の内容に変更が生じたときは、監督職員に変更届を提出し、承認を受けること。
- (5) その他
監督職員から、作業報告書・作業写真などについて請求があった場合、受託者は速やかに提示しなければならない。

8 作業の連絡

- (1) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めの8時40分までに監督職員に提出すること。
- (2) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。

9 廃棄物処理

浚渫、清掃、剪定、刈込、除草等による発生材については、それぞれ産業廃棄物または一般廃棄物として収集・運搬および処分を行うものとし、処理施設で適正に処分した旨を示した伝票等を提出しなければならない。

10 作業写真および成果品

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。なお、夜間撮影においては高感度（ISO400以上）カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、ただちに提示しなければならない。
- (3) 受託者は、業務が完了したときは、成果品として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。

成果品

成果品は次に掲げる内容とし、1部提出すること。

- ア) 出来高数量表（平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること）
- イ) 実施工程表（計画工程表と比較できるもの）
- ウ) 打ち合わせ記録簿（Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと）
- エ) 作業報告書（作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの）
- オ) 各種伝票の写し（主要材料、廃棄物処理伝票等）および集計表
- カ) 作業写真（作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。尚、写真に日付を写しこむこと）
- キ) 安全教育等記録の写し
- ク) 農薬使用記録簿の写し
- ケ) その他当該業務に必要と認めた書類

完了届

受託者は、業務が完了したときは、納品図書及び完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。

11 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、半日程度かけて当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育（KY

K) 等注意点を確認してから作業を行うこと。

- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し(日時、内容、参加者、状況写真等)、写しを成果品と合わせて提出すること。

1 2 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

1 3 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

1 4 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

1 5 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

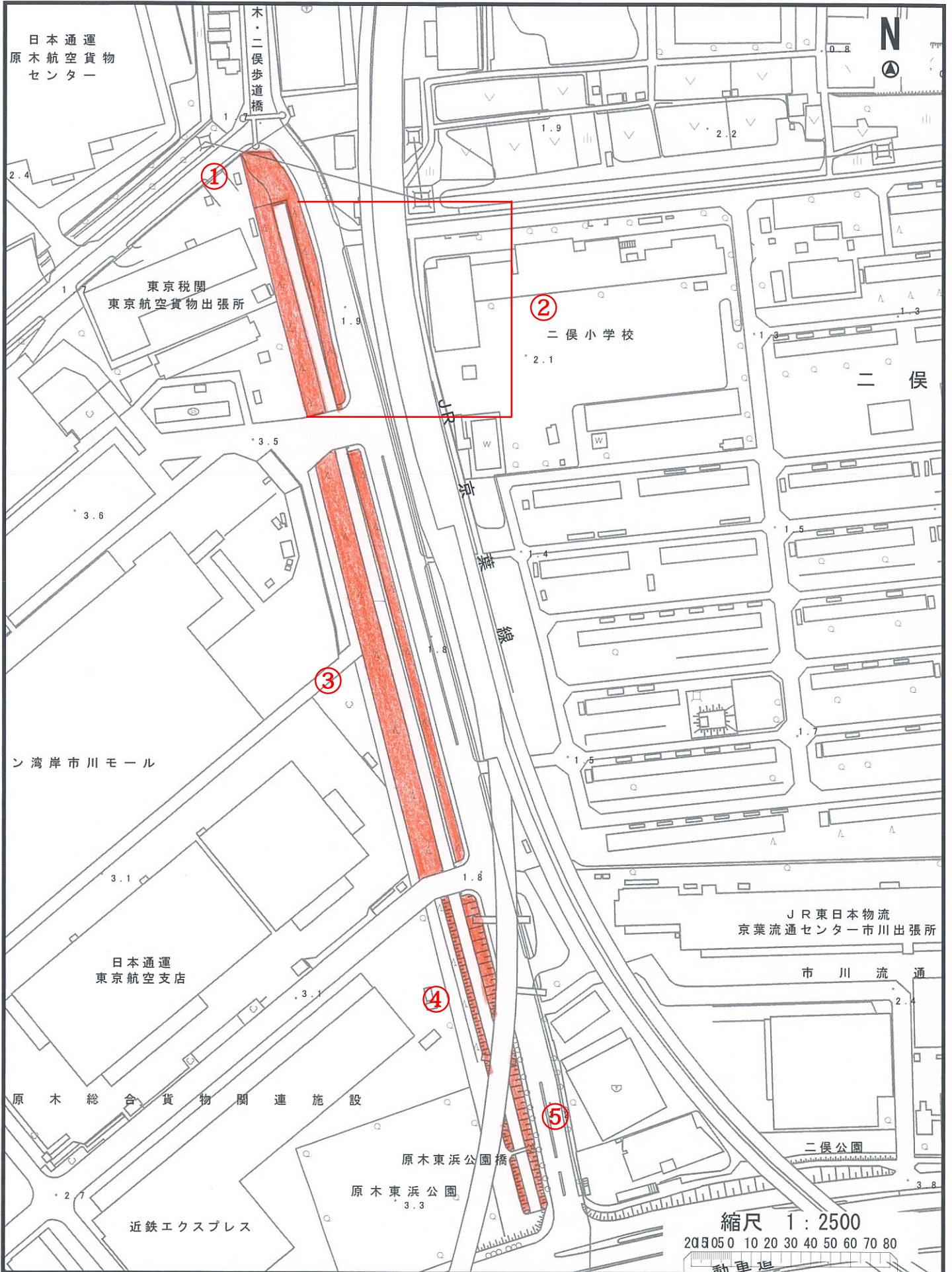
1 6 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (5) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 特記仕様書及び、本仕様書に定めのない事項については、各種標準仕様書等を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。

排水路等清掃業務委託 (その2)

番号	委託箇所	水路敷除草			
		(平地) m ²	(傾斜地) m ²	(水路内) m ²	計 m ²
1.	二俣770番地先	5,385	1,736		7,121
2.	二俣603番地先	220		117	337
3.	二俣572番地先		30	855	885
4.	二俣717番地先	3,755			3,755
5.	二俣1丁目8番地先	512	190	114	816
6.	二俣1丁目3番地先	288			288
7.	二俣2丁目13番地先	126			126
8.	原木1丁目3番地先		262	131	393
9.	原木2丁目10番地先	164	478	581	1,223
10.	原木3丁目1番地先	253	1,051	339	1,643
11.	原木4丁目12番地先	94	1,110	1,142	2,346
12.	原木4丁目15番地先	92		69	161
13.	原木1862番地先	1,759		1,074	2,833
14.	原木2015番地先	108	1,587	410	2,105
15.	原木2440番地先	238	1,267	1,014	2,519
16.	原木2445番地先	692	54	524	1,270
17.	高谷1675番地先	140	180	108	428
18.	稲荷木2丁目18番地先	1,142			1,142
19.	塩焼4丁目15番地先	20	26	99	145
20.	塩浜3丁目13番～17番地先	1,221	1,995		3,216
21.	福栄4丁目32番地先	300	360	1270	1,930
22.	南行徳4丁目2・3番地先	183		656	839
計		16,700	10,300	8,500	35,500
		27,000			
	合計	35,500			

1. 二俣770番地先



1. 二俣770番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地			540	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地	106	8.3	880	
			106	7.0	742	
		傾斜地	106	2.9	307	
		水路内				

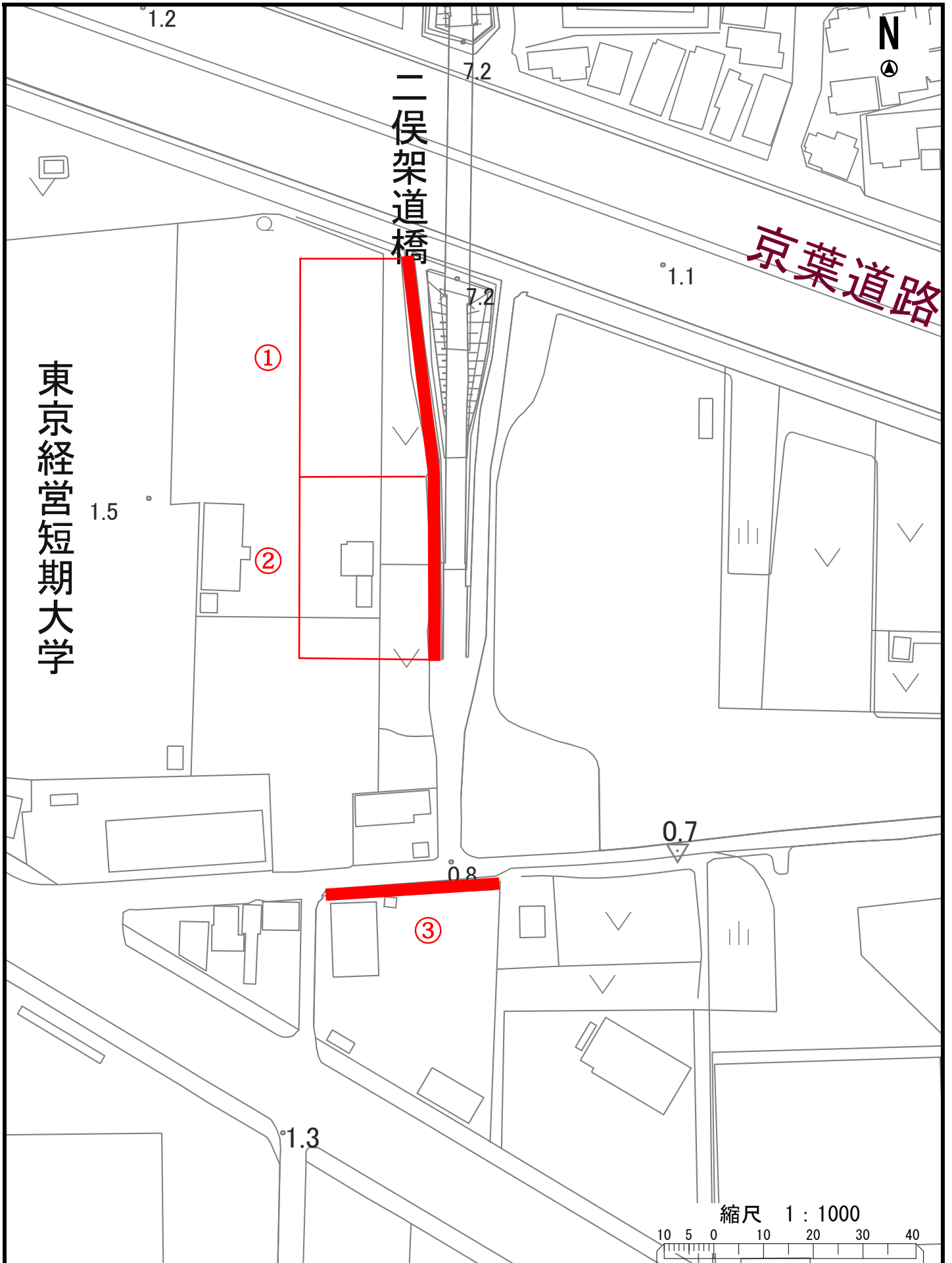
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地	212	8.8	1,866	
			212	6.4	1,357	
		傾斜地	212	2.9	615	
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
④		平地				
		傾斜地	91	5.1	464	
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑤		平地				
		傾斜地	100	3.5	350	
		水路内				

種別	除草面積(m ²)
平地	5,385
傾斜地	1,736
水路	
小計	7,121

2. 二俣603番地先



2. 二俣603番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	47.0	1.9	89	
		傾斜地	47.0	1.0	47	
		水路内	47.0	1.0	47	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地	40.0	2.1	84	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地				
		傾斜地				
		水路内	35.0	2.0	70	

種別	除草面積(m ²)
平地	220
傾斜地	0
水路内	117
小計	337

3. 二俣572番地先



3. 二俣572番地先

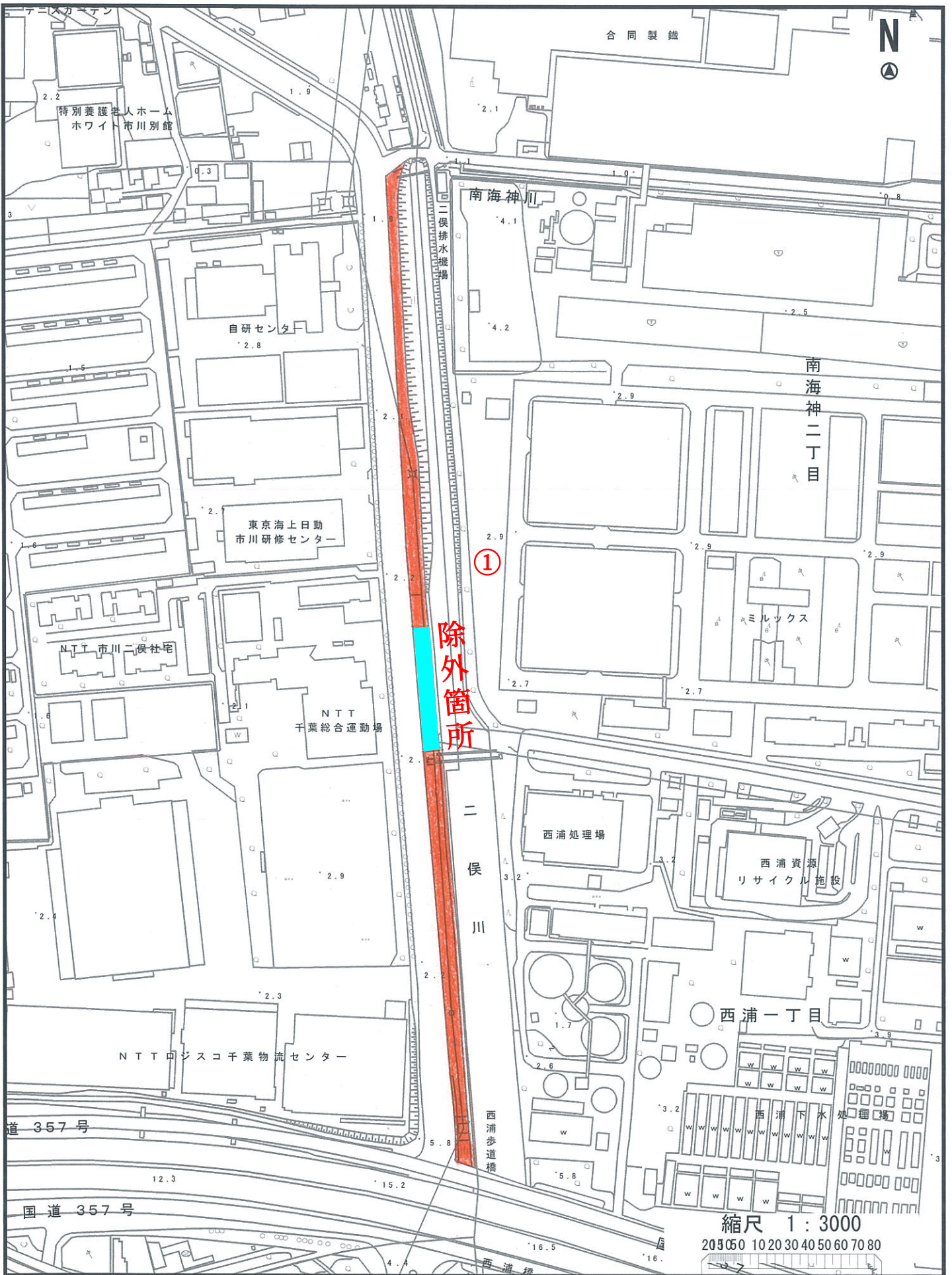
水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地				
		傾斜地	30.0	1.0	30	
		水路内	30.0	1.5	45	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地				
		水路内	180.0	4.5	810	

種別	除草面積(m ²)
平地	0
傾斜地	30
水路	855
小計	885

4. 二俣717番地先



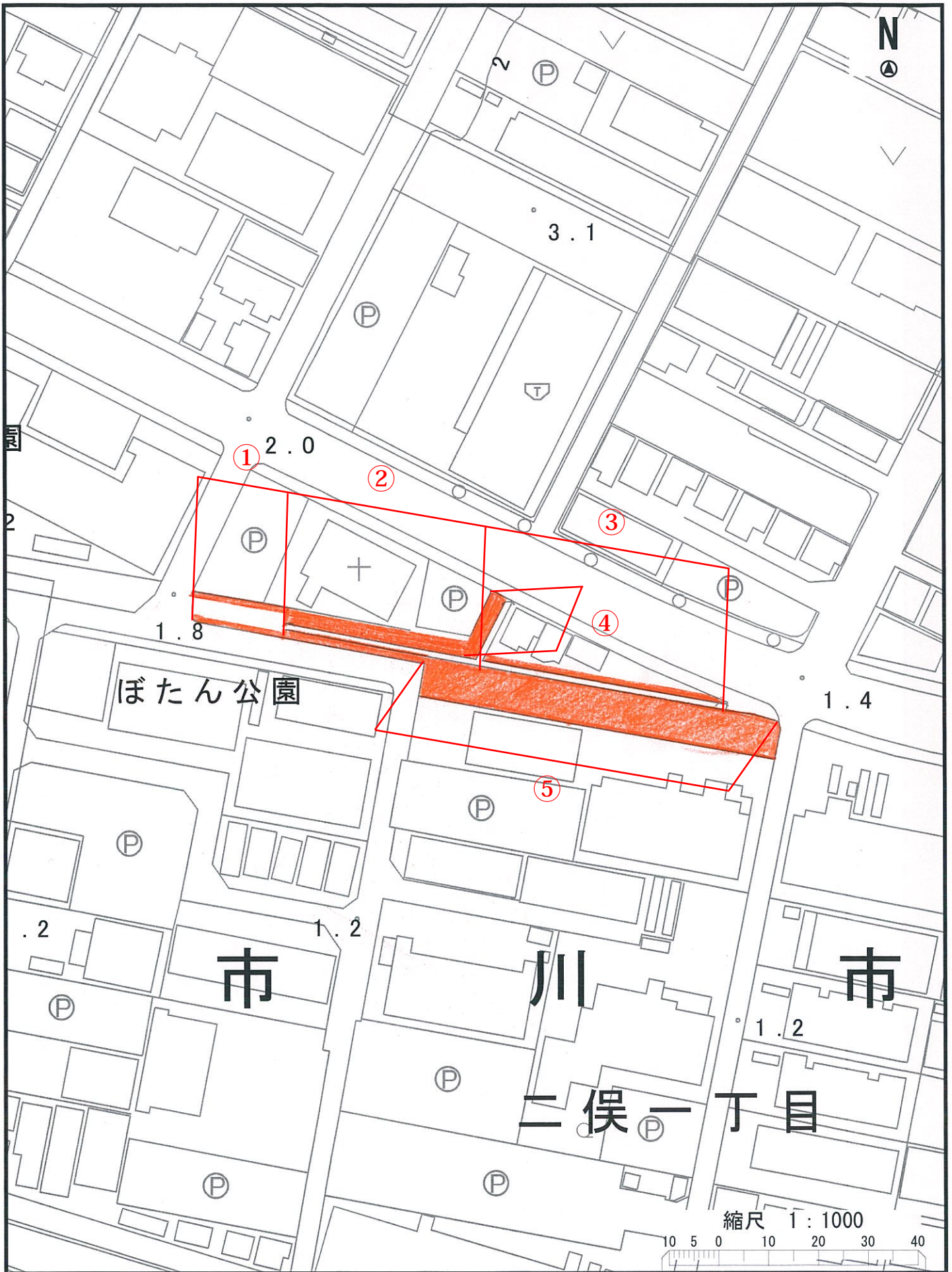
4. 二俣717番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
①		平地	570.0	7.5	4,275		
		(控除)	80.0	6.5	-520		
		傾斜地					
		水路内					

種別	除草面積(m ²)
平地	3,755
傾斜地	0
水路	0
小計	3,755

5. 二俣1丁目8番地先



5. 二俣1丁目8番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	17.0	2.2	37	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地	38.0	5.0	190	
		水路内	38.0	3.0	114	

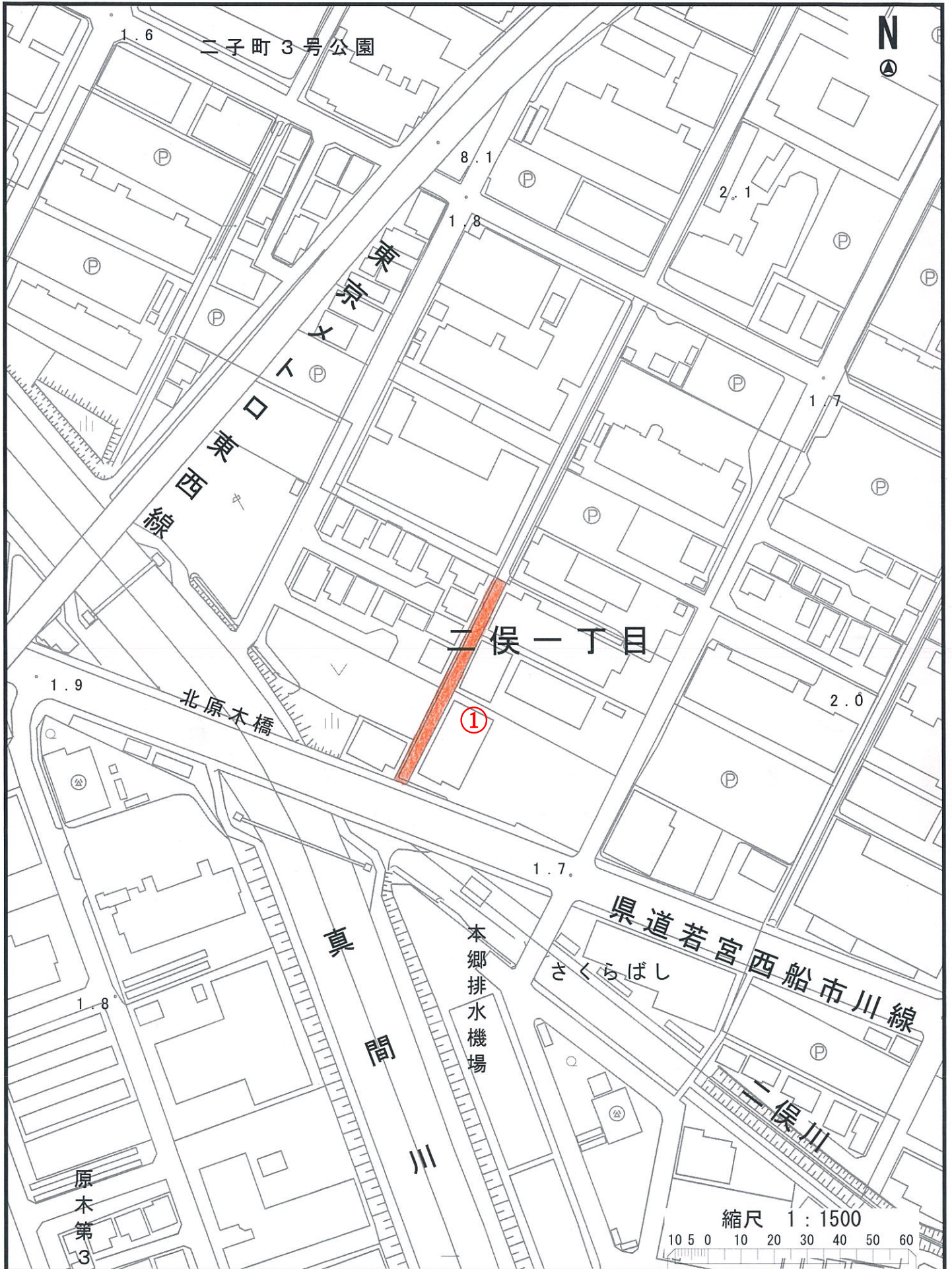
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地	49.5	0.45	22	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
④		平地	2.0	1	2	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑤		平地	74.0	6.1	451	
		傾斜地				
		水路内				

種別	除草面積(m ²)
平地	512
傾斜地	190
水路内	114
小計	816

6. 二俣1丁目3番地先



6. 二俣1丁目3番地先


水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	64.0	4.5	288	
		傾斜地				
		水路内				

種別	除草面積(m ²)
平地	288
傾斜地	0
水路	0
小計	288

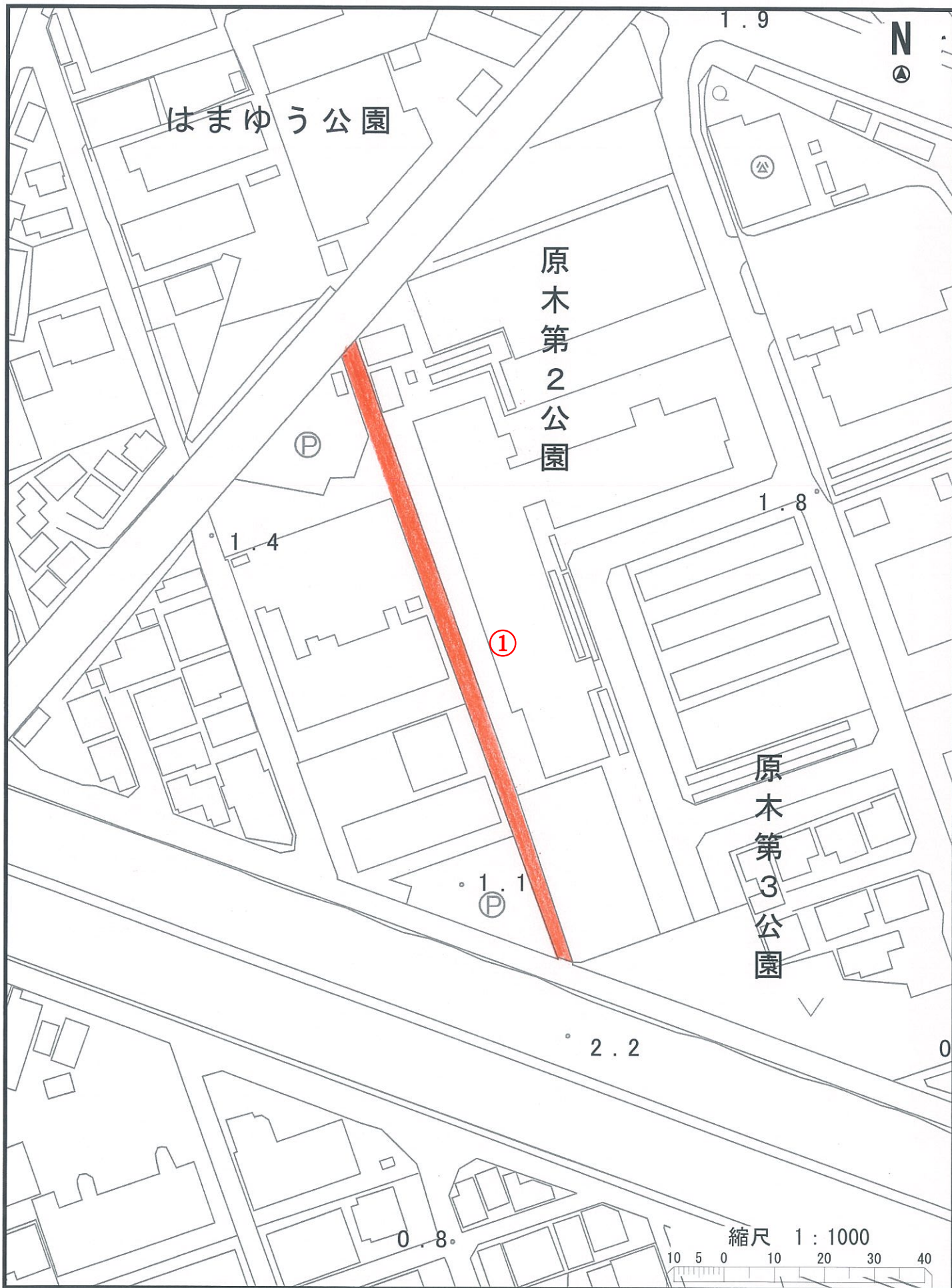
7. 二俣2丁目13番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	70.0	1.8	126	
		傾斜地				
		水路内				

種別	除草面積(m ²)
平地	126
傾斜地	0
水路	0
小計	126

8. 原木1丁目3番地先



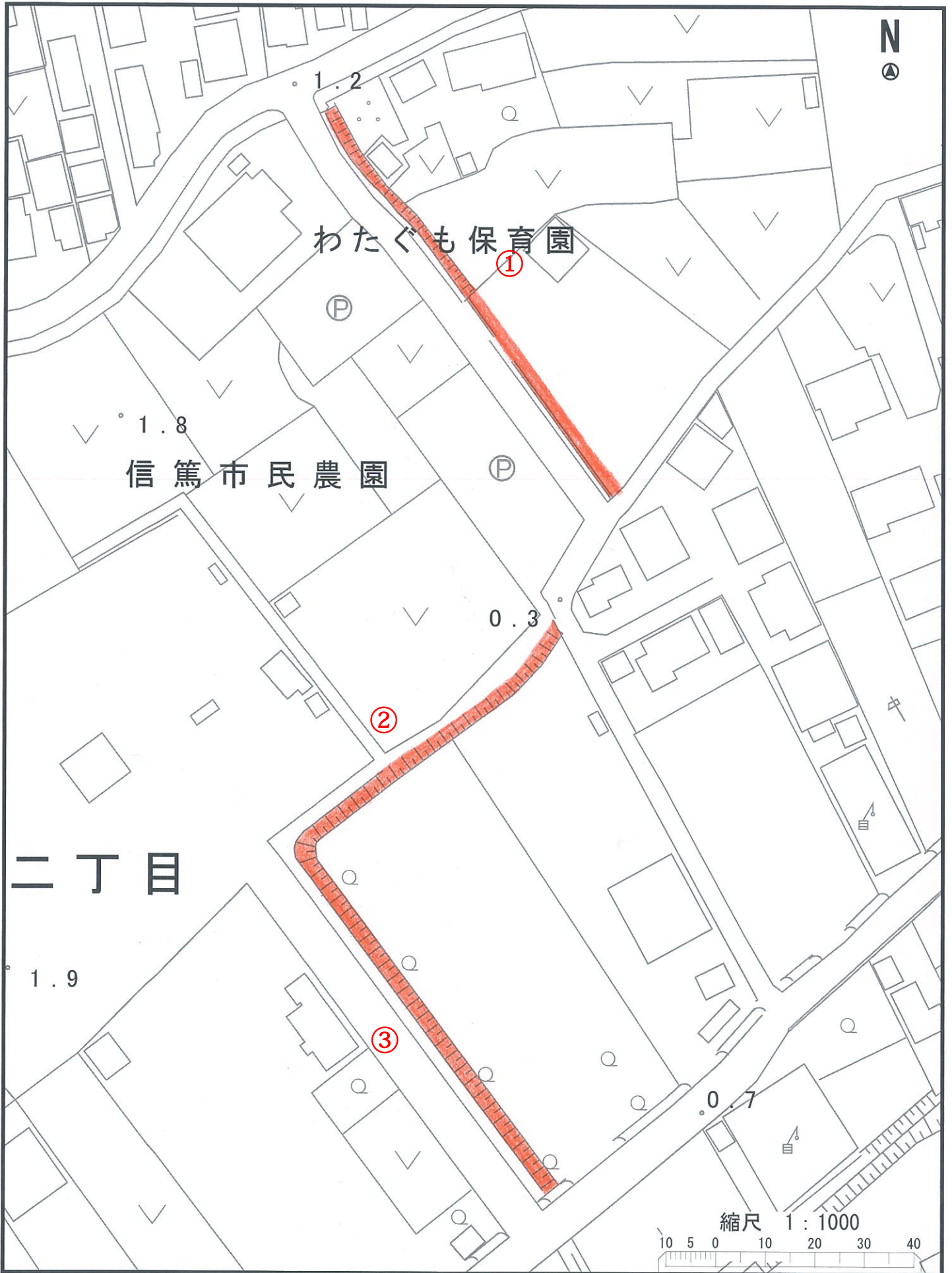
8. 原木1丁目3番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地				
		傾斜地	131	2.0	262	
		水路内	131	1.0	131	

種別	除草面積(m ²)
平地	
傾斜地	262
水路	131
小計	393

9. 原木2丁目10番地先



9. 原木2丁目10番地先

水路敷除草

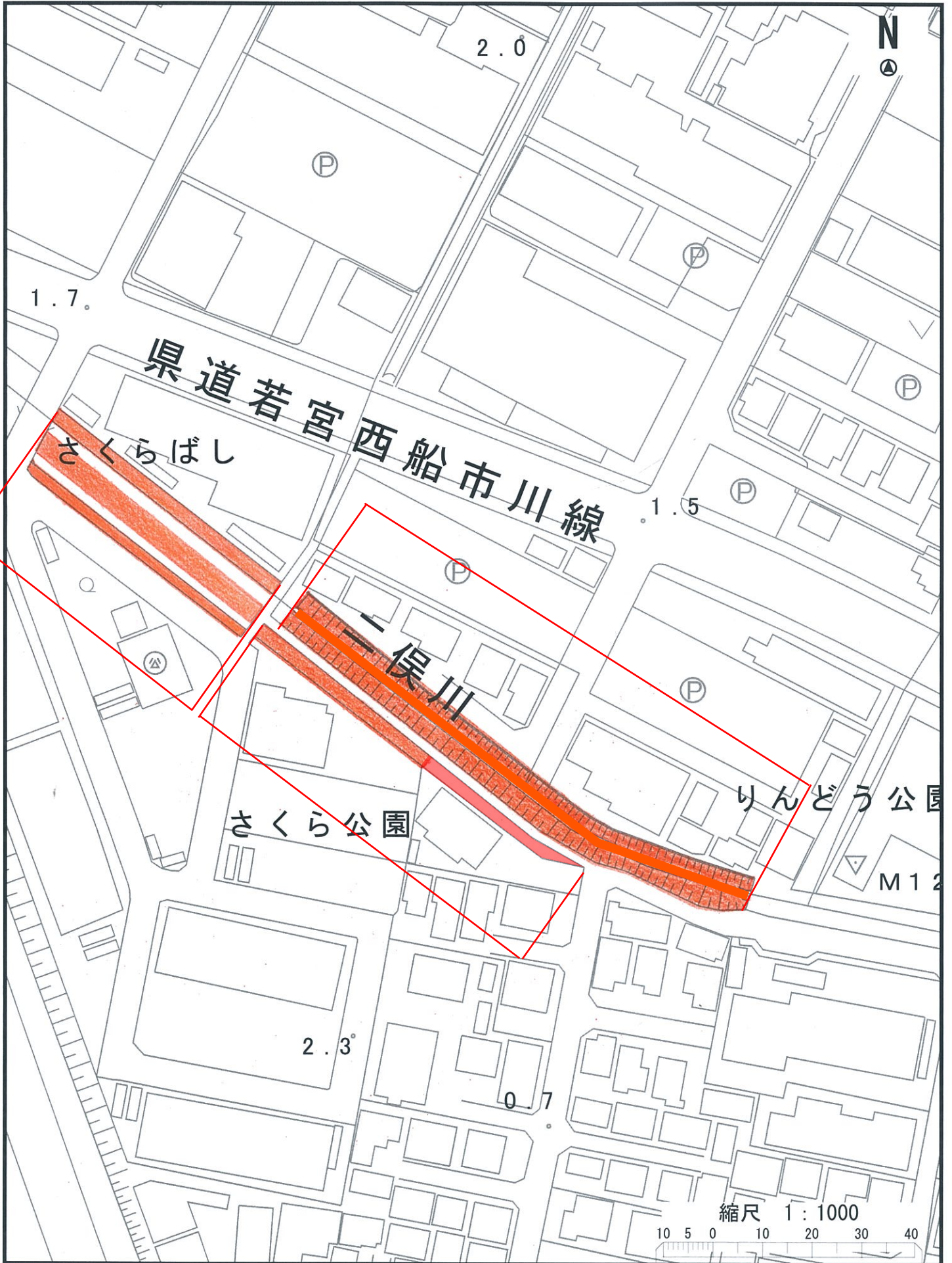
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地				
		傾斜地	97.0	1.2	116	
		水路内	97.0	2.0	194	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地	75.0	2.4	180	
		水路内	75.0	2.0	150	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地	91.0	1.8	164	
		傾斜地	91.0	2.0	182	
		水路内	91.0	2.6	237	

種別	除草面積(m ²)
平地	164
傾斜地	478
水路内	581
小計	1,223

10. 原木3丁目1番地先



10. 原木3丁目1番地先

水路敷除草

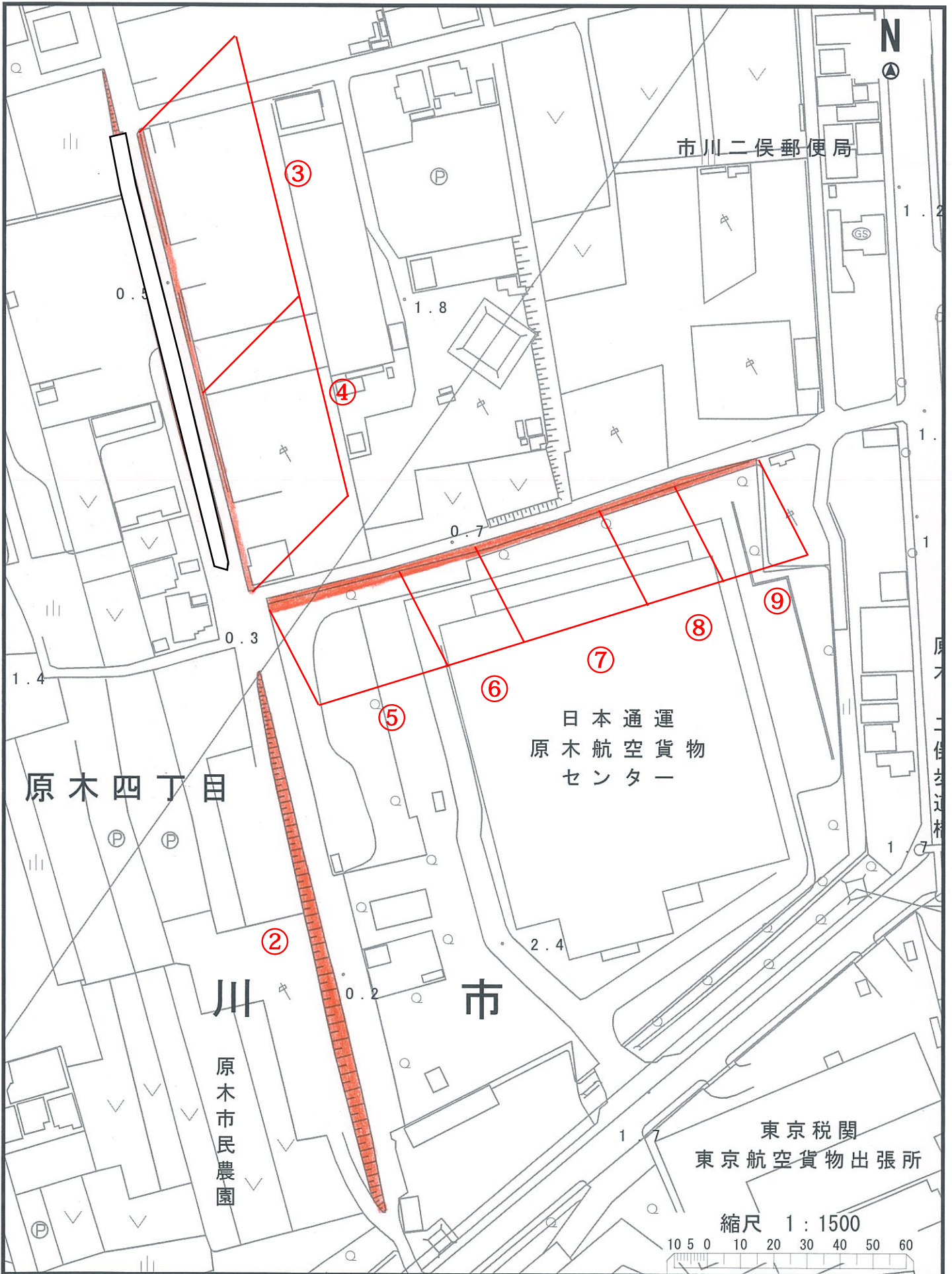
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	55.0	4.6	253	
		傾斜地	55.0	5.1	281	
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地	113.0	6.0	678	
		水路内	113.0	3.0	339	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地				
		傾斜地	92.0	1.0	92	
		水路内				

種別	除草面積(m ²)
平地	253
傾斜地	1,051
水路	339
小計	1,643

1 1. 原木4丁目12番地先



11. 原木4丁目12番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	23.0	0.8	18	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地	161.0	4.2	676	
		水路内	161.0	4.4	708	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地				
		傾斜地	58.0	1.6	93	
		水路内	58.0	1.0	58	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
④		平地				
		傾斜地	58.0	1.5	87	
		水路内	58.0	1.0	58	

11. 原木4丁目12番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑤		平地	40.0	0.5	20	
		傾斜地	40.0	1.8	72	
		水路内	40.0	2.0	80	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑥		平地	20.0	0.6	12	
		傾斜地	20.0	1.8	36	
		水路内	20.0	2.2	44	

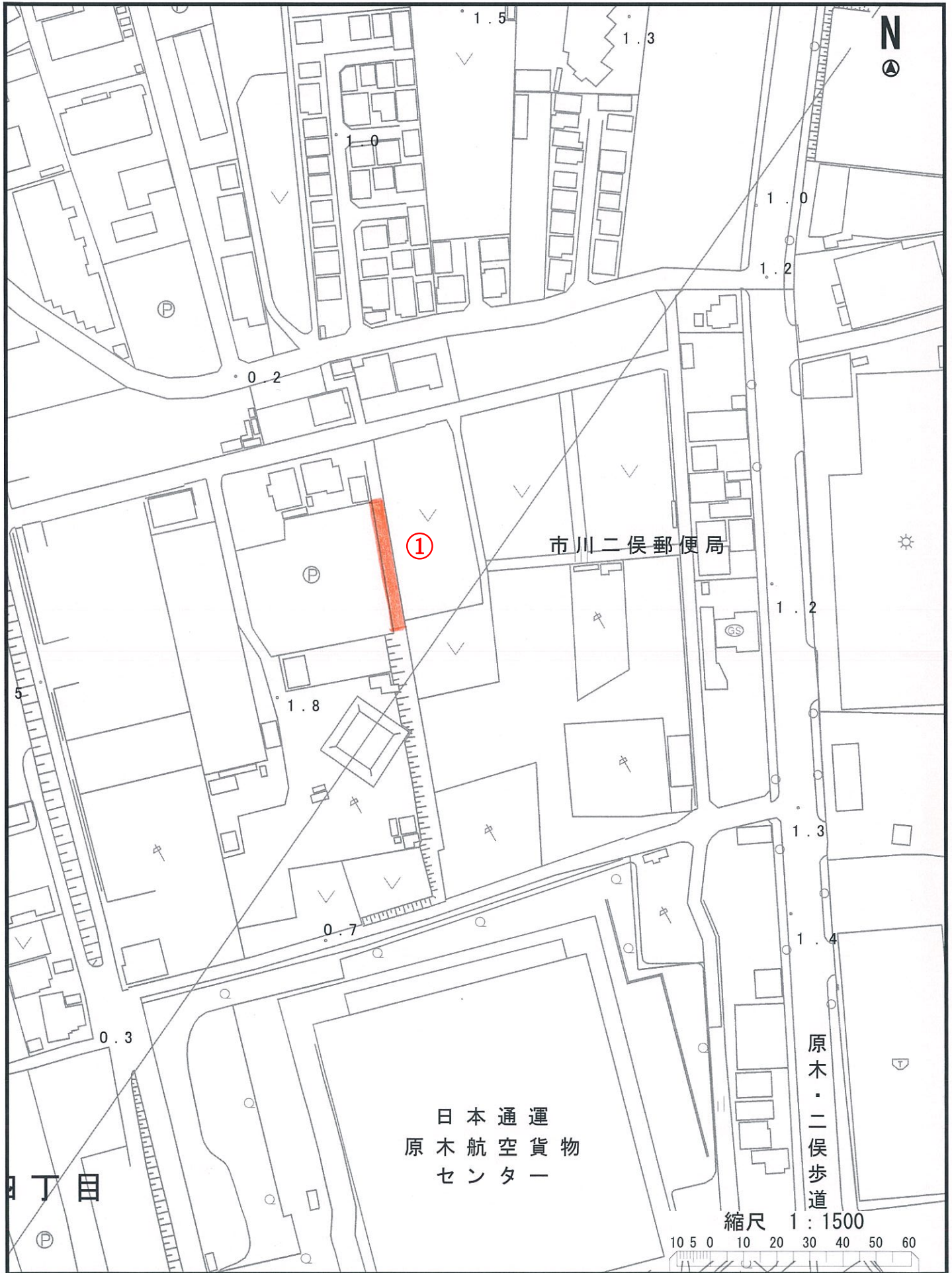
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑦		平地	40.0	0.5	20	
		傾斜地	40.0	2.1	84	
		水路内	40.0	2.2	88	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑧		平地	20.0	0.5	10	
		傾斜地	20.0	1.4	28	
		水路内	20.0	2.2	44	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑨		平地	28.0	0.5	14	
		傾斜地	28.0	1.2	34	
		水路内	28.0	2.2	62	

種別	除草面積(m ²)
平地	94
傾斜地	1,110
水路	1,142
小計	2,346

1 2. 原木4丁目15番地先



12. 原木4丁目15番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
①		平地	46.0	2.0	92		
		傾斜地					
		水路内	46.0	1.5	69		

種別	除草面積(m ²)
平地	92
傾斜地	0
水路	69
小計	161

13. 原木1862番地先



13. 原木1862番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	233.0	2.7	629	
		傾斜地				
		水路内				

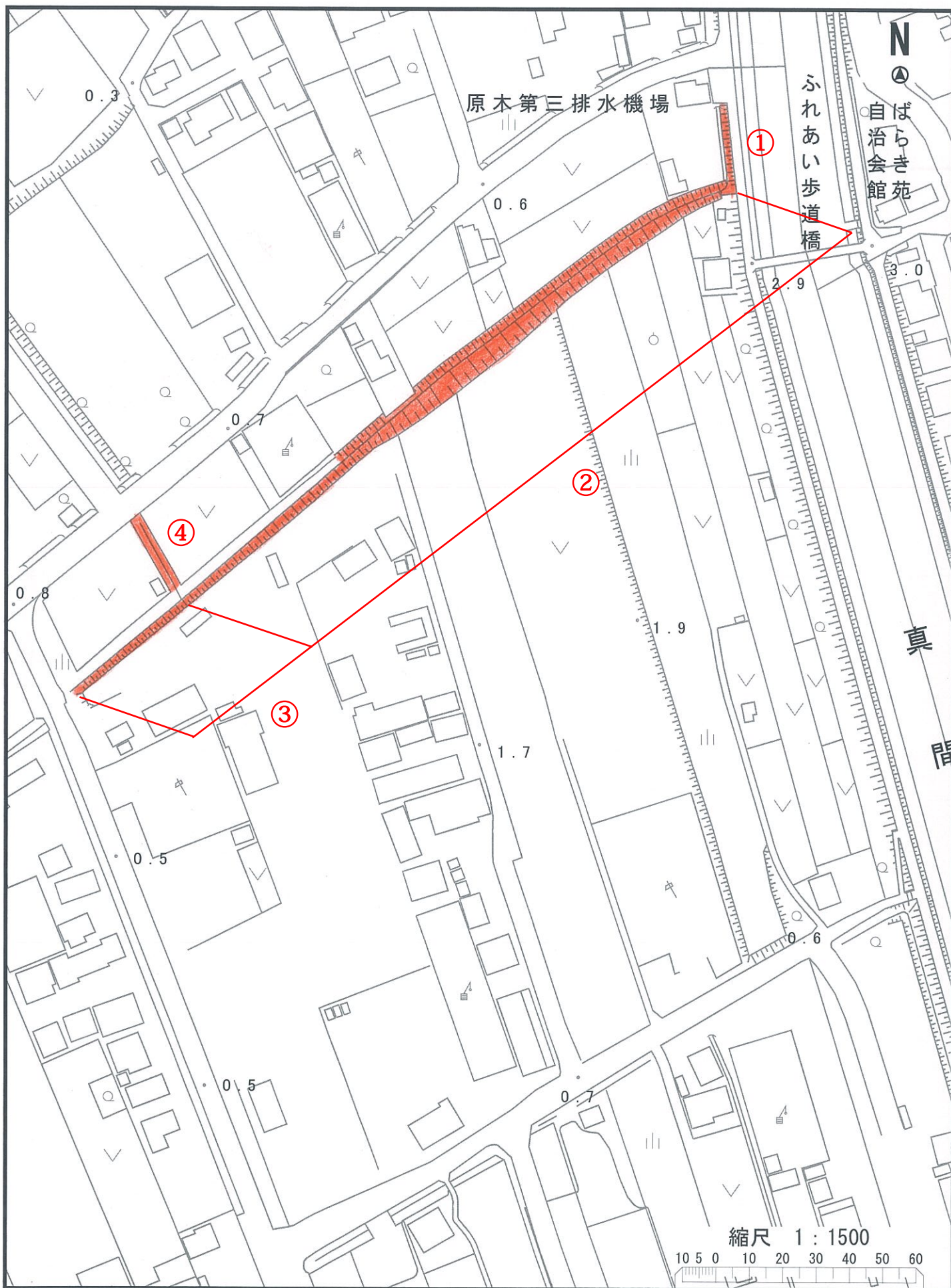
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地	143.0	1.9	272	
			143.0	4.0	572	
			143.0	2.0	286	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地				
		傾斜地				
		水路内	127.0	6.8	864	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
④		平地				
		傾斜地				
		水路内	75.0	2.8	210	

種別	除草面積(m ²)
平地	1,759
傾斜地	
水路	1,074
小計	2,833

14. 原木2015番地先



14. 原木2015番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	28.0	2.6	73	2.0 + 0.6
		傾斜地				
		水路内				

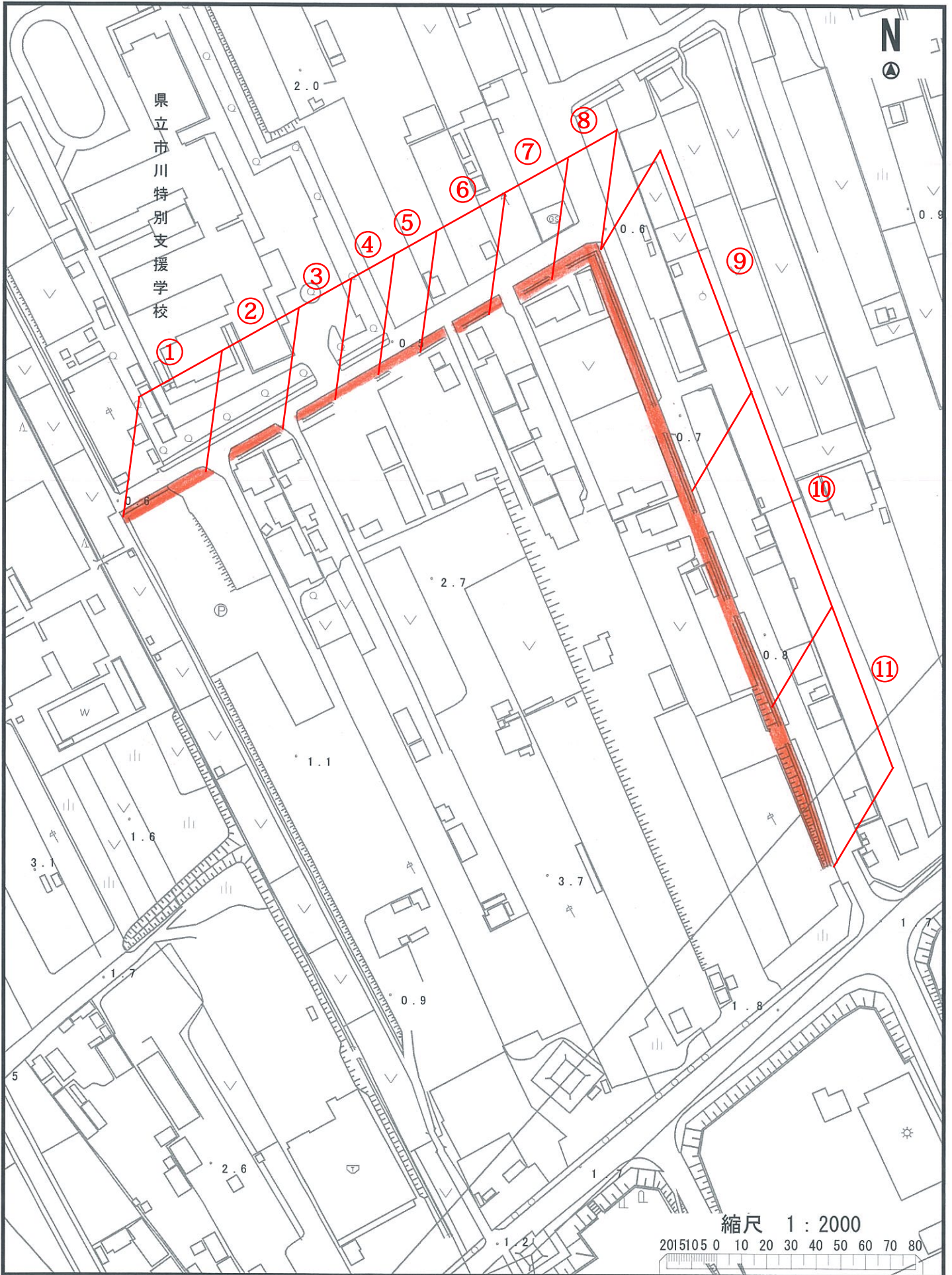
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地	208.0	6.0	1,248	
		水路内	208.0	1.8	374	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地				
		傾斜地	44.0	6.4	282	3.2 + 3.2
		水路内	44.0	0.5	22	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
④		平地	27.0	1.3	35	
		傾斜地	27.0	2.1	57	
		水路内	27.0	0.5	14	

種別	除草面積(m ²)
平地	108
傾斜地	1,587
水路	410
小計	2,105

15. 原木2440番地先



15. 原木2440番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	18.0	1.9	34	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地	25.0	6.0	150	
		水路内	25.0	1.7	43	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地	19.0	2.7	51	
		傾斜地	19.0	3.1	59	
		水路内	19.0	2.0	38	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
④		平地	13.0	4.4	57	1.7 + 2.7
		傾斜地	13.0	1.6	21	
		水路内	13.0	2.0	26	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑤		平地	13.0	4.0	52	2.0 + 2.0
		傾斜地	13.0	3.0	39	
		水路内	13.0	2.1	27	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑥		平地	22.0	2.0	44	1.0 + 1.0
		傾斜地	22.0	4.0	88	
		水路内	22.0	1.8	40	

15. 原木2440番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑦		平地				
		傾斜地	17.0	6.0	102	
		水路内	17.0	1.7	29	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑧		平地				
		傾斜地	12.0	6.0	72	
		水路内	12.0	1.7	20	

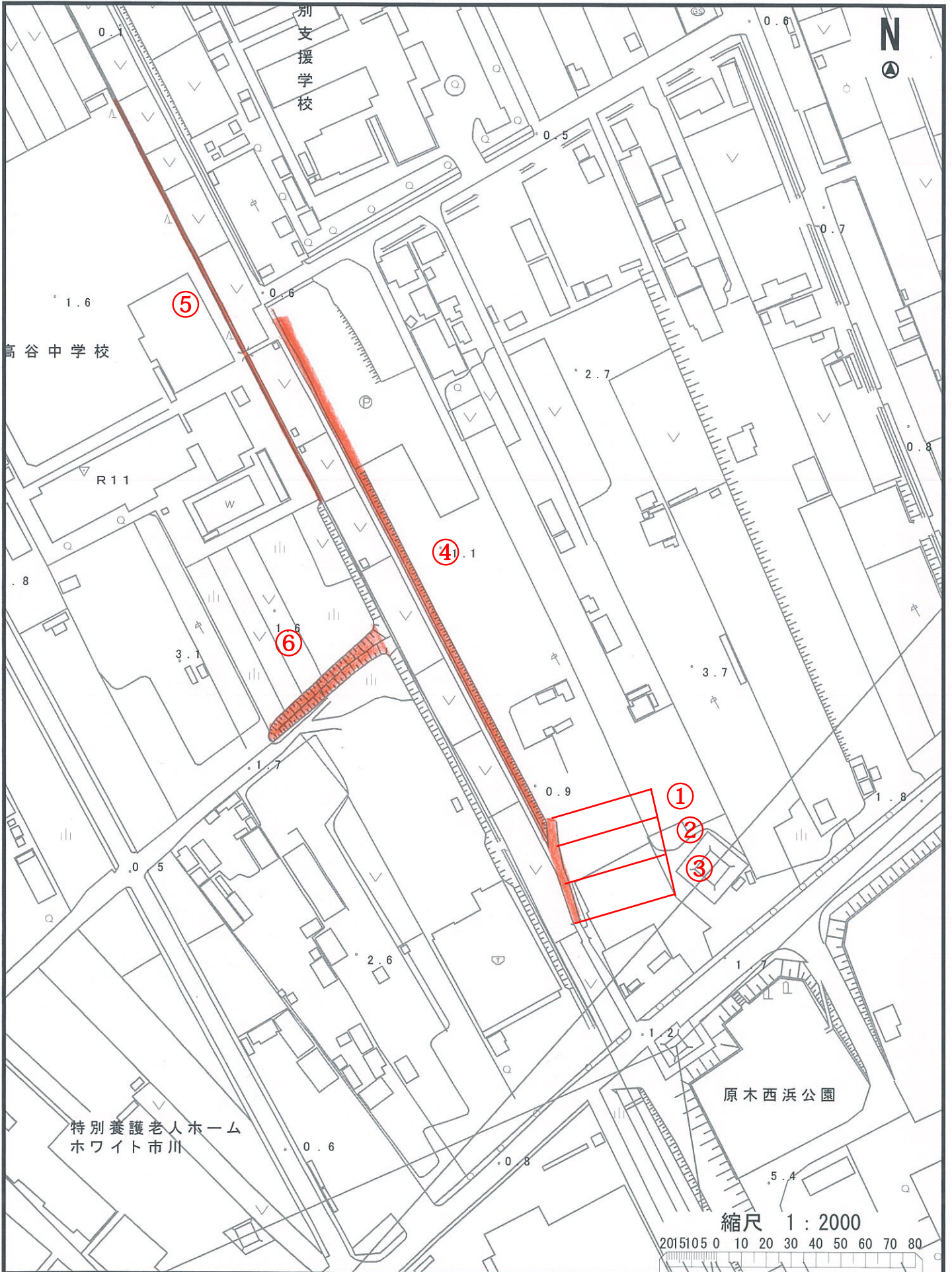
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑨		平地				
		傾斜地	106.0	4.0	424	
		水路内	106.0	1.9	201	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑩		平地				
		傾斜地				
		水路内	76.0	6.6	502	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑪		平地				
		傾斜地	52.0	6.0	312	
		水路内	52.0	1.7	88	

種別	除草面積(m ²)
平地	238
傾斜地	1,267
水路	1,014
小計	2,519

16. 原木2445番地先
17. 高谷1675番地先



16. 原木2445番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
①		平地	8.0	1.25	10		
		傾斜地					
		水路内					

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地				
		傾斜地	18.0	2.0	36	
		水路内	18.0	1.3	23	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地				
		傾斜地	18.0	1.0	18	
		水路内	18.0	1.7	31	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
④		平地	235.0	2.9	682	0.9 + 2.0	
		傾斜地					
		水路内	235.0	2.0	470		

種別	除草面積(m ²)
平地	692
傾斜地	54
水路	524
小計	1,270

17. 高谷1675番地先

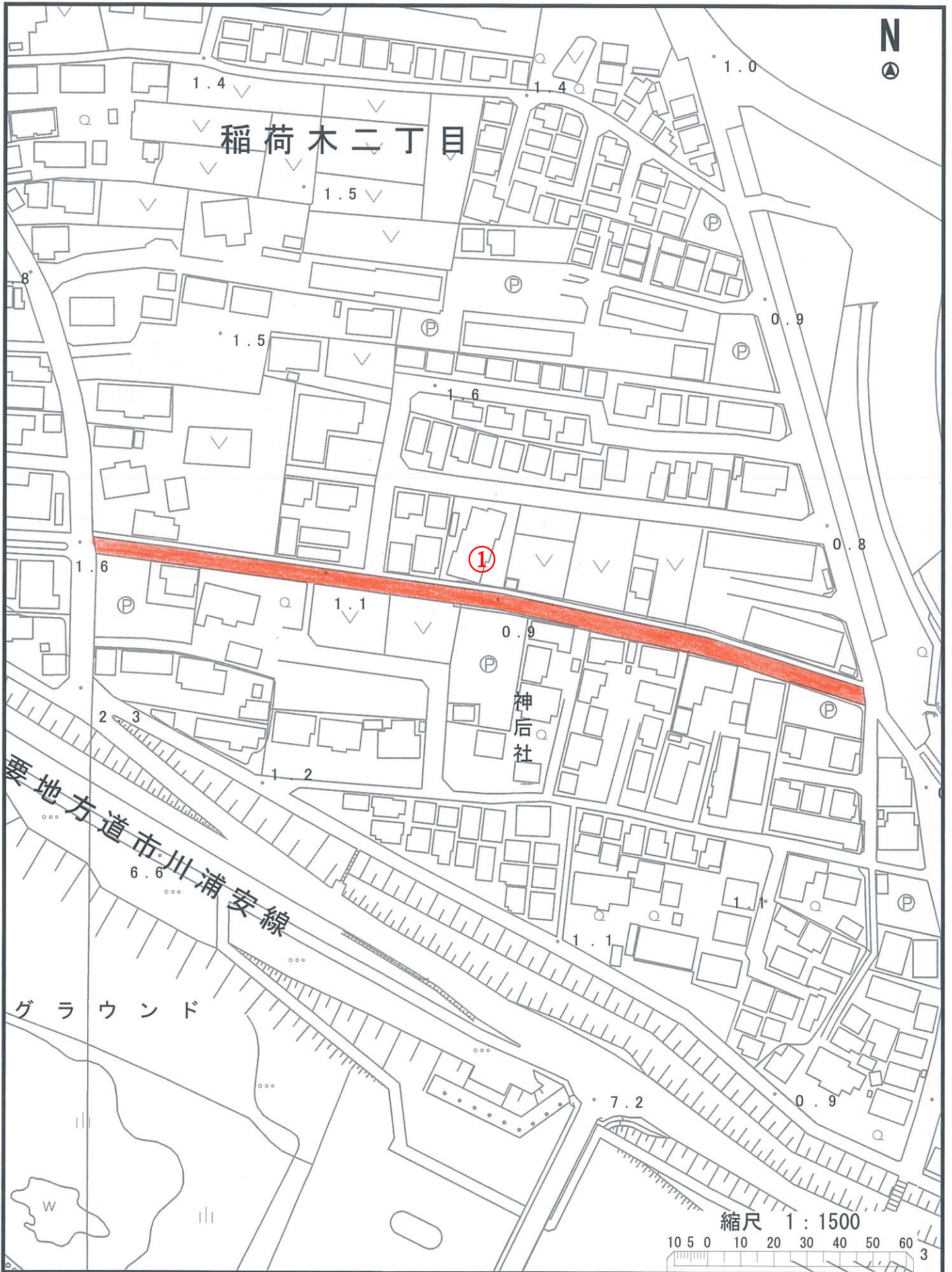
水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑤		平地	175.0	0.8	140	
		傾斜地				
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
⑥		平地				
		傾斜地	60.0	3.0	180	
		水路内	60.0	1.8	108	

種別	除草面積(m ²)
平地	140
傾斜地	180
水路	108
小計	428

18. 稲荷木2丁目18番地先



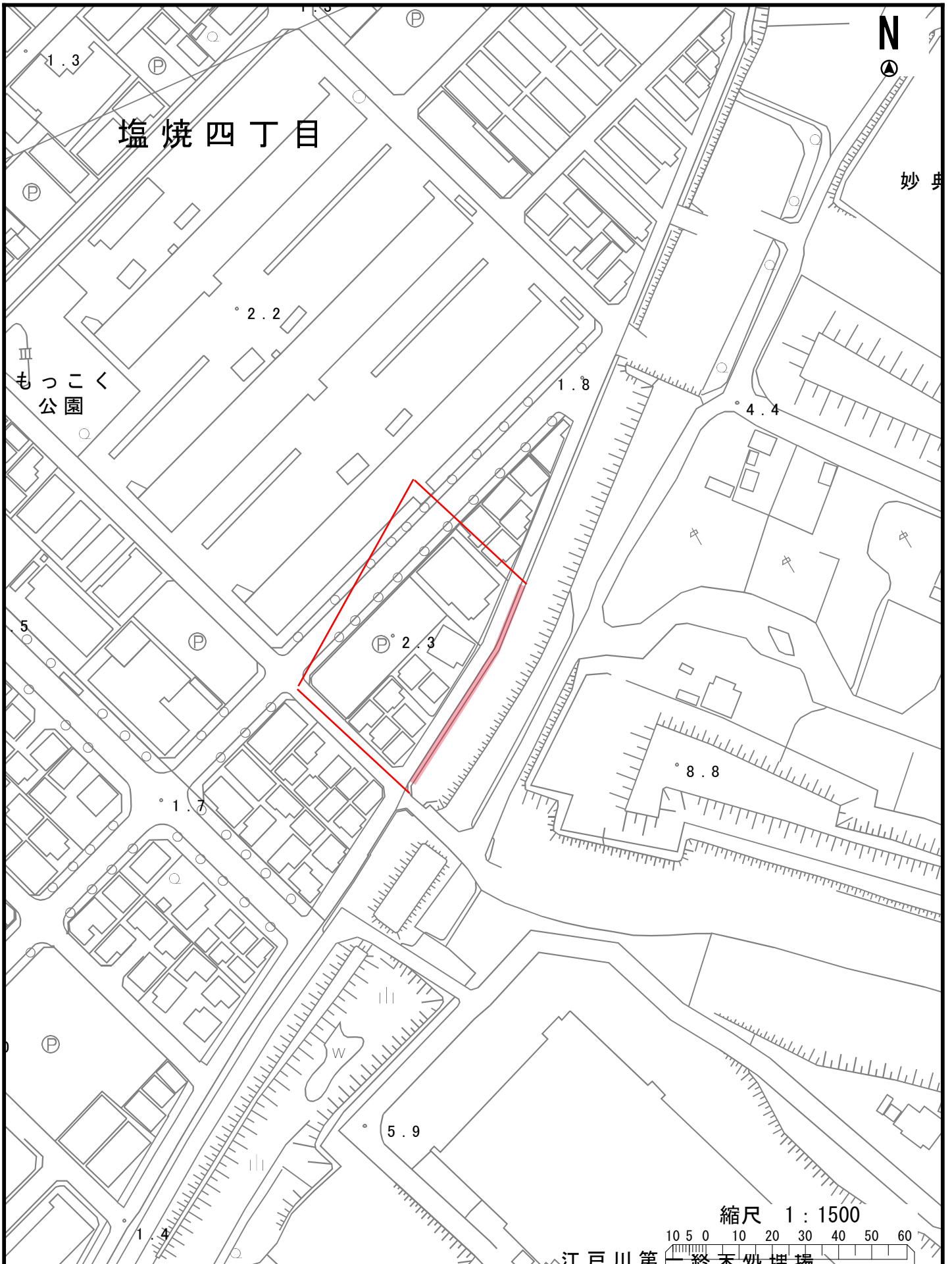
18. 稻荷木2丁目18番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
①		平地	238.0	4.8	1,142		
		傾斜地					
		水路内					

種別	除草面積(m ²)
平地	1,142
傾斜地	0
水路	0
小計	1,142

19. 塩焼4丁目15番地先



19. 塩焼4丁目15番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	66.0	0.3	20	
		傾斜地	66.0	0.4	26	
		水路内	66.0	1.5	99	

種別	除草面積(m ²)
平地	20
傾斜地	26
水路	99
小計	145

20. 塩浜3丁目13番～17番地先

水路敷除草

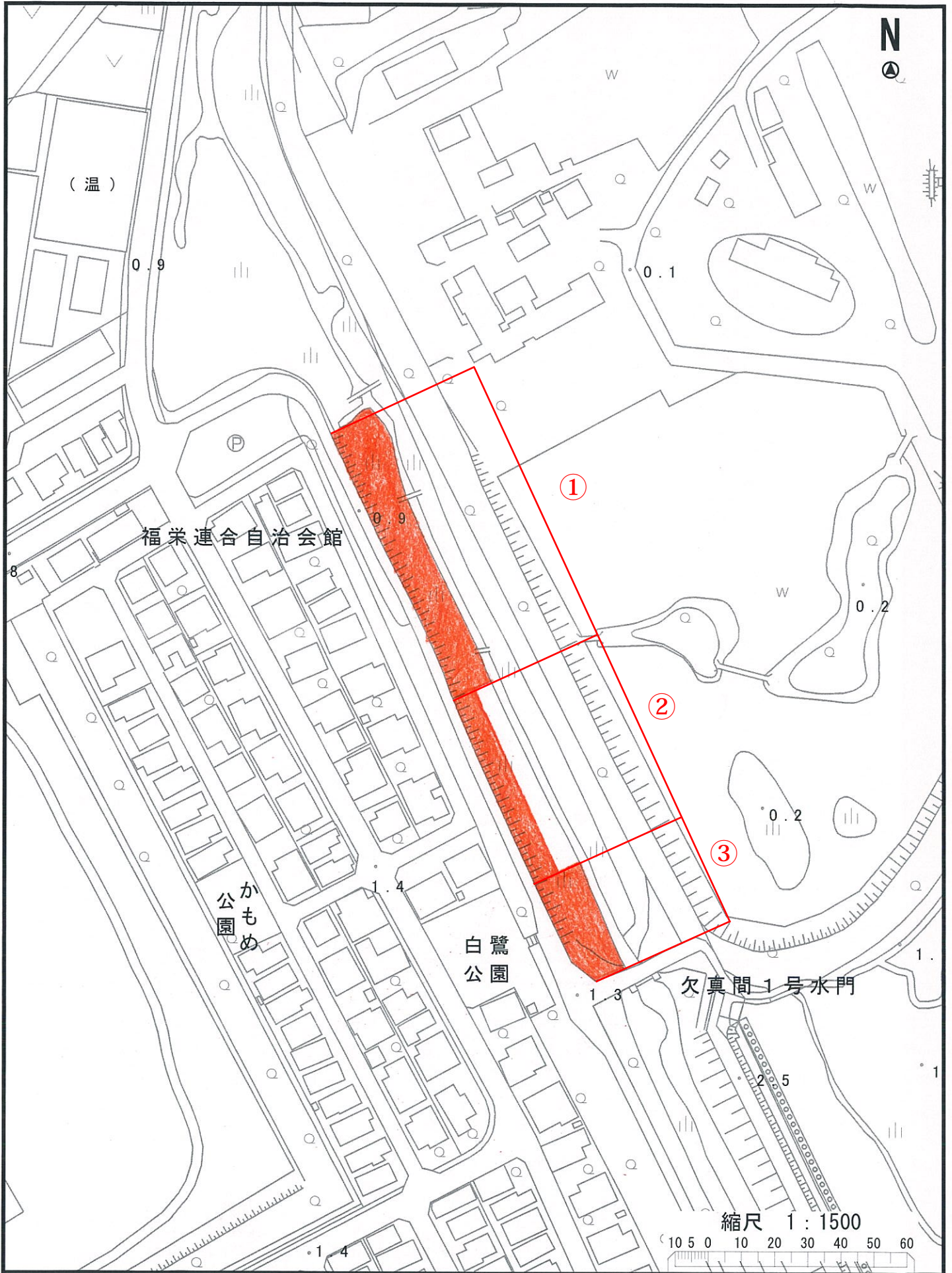
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
①		平地	325.0	1.3	423		
		傾斜地	325.0	3.0	975		
		水路内					

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
②		平地	360.0	1.3	468		
		傾斜地	360.0	1.5	540		
		水路内					

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考	
③		平地	300.0	1.1	330		
		傾斜地	300.0	1.6	480		
		水路内					

種別	除草面積(m ²)
平地	1,221
傾斜地	1,995
水路	0
小計	3,216

21. 福栄4丁目32番地先



21. 福栄4丁目32番地先

水路敷除草

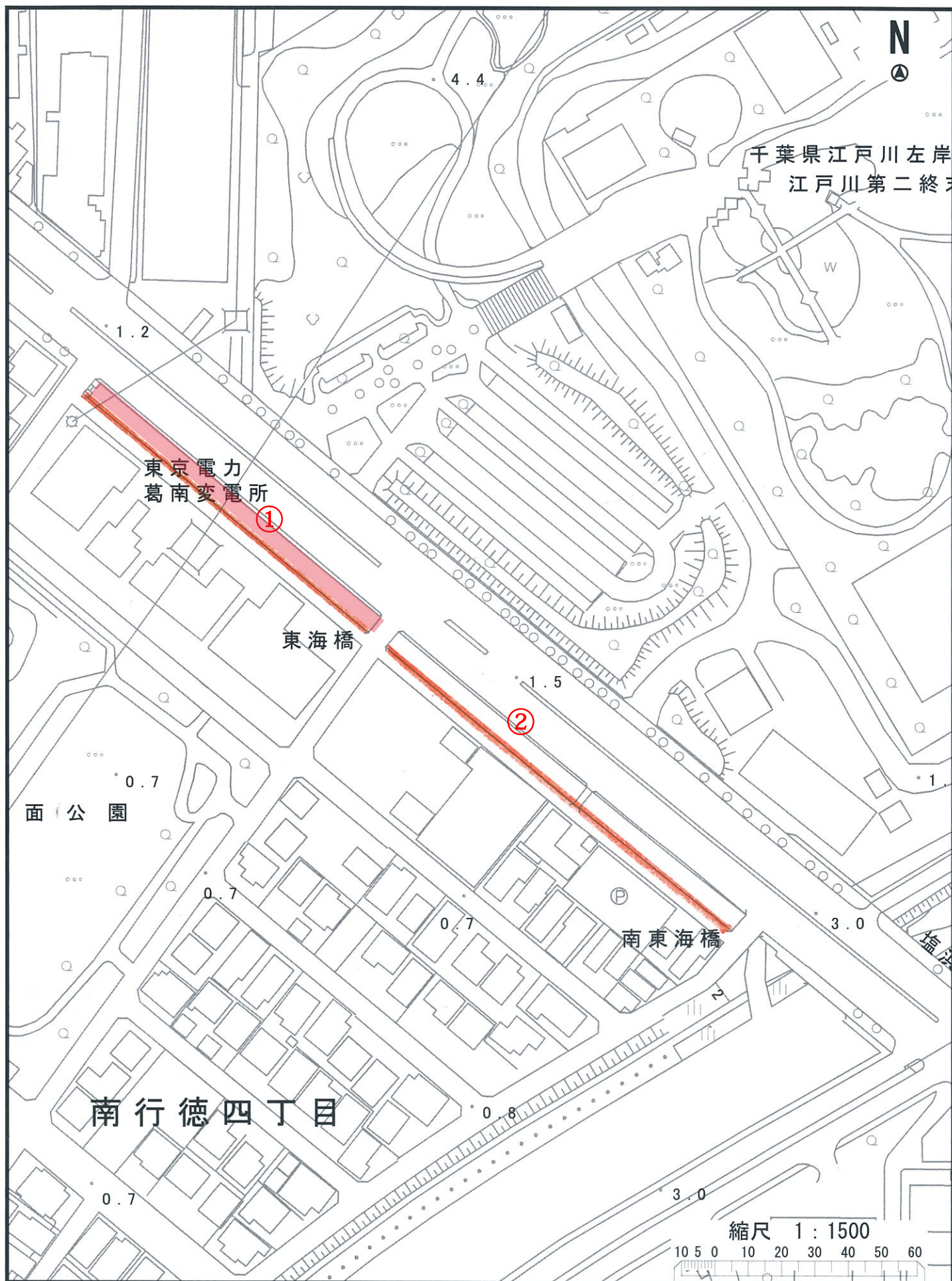
番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地				
		傾斜地	85.0	2.0	170	
		水路内	85.0	10.0	850	

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
②		平地	60.0	5.0	300	
		傾斜地	60.0	2.0	120	
		水路内				

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
③		平地				
		傾斜地	35.0	2.0	70	
		水路内	35.0	12.0	420	

種別	除草面積(m ²)
平地	300
傾斜地	360
水路	1,270
小計	1,930

22. 南行徳4丁目2・3番地先



22. 南行徳4丁目2・3番地先

水路敷除草

番号		種別	延長(m)	W:幅(m)	除草面積(m ²)	備考
①		平地	115.0	1.0	115	
		傾斜地				
		水路内	115.0	5.7	656	
②		平地	135.0	0.5	68	
		傾斜地				
		水路内				

種別	除草面積(m ²)
平地	183
傾斜地	0
水路	656
小計	839

写真管理基準(草刈・除草)

別紙3

区 分		写真管理項目			備 考
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出条件	
安全管理	委託看板	設置状況	1回以上	代表箇所1枚	一般通行人の見やすい場所に件名、施行場所、期間、事業主体名、電話番号等を記入。
	各種保安施設	設置状況	毎月1回以上	保安施設毎1枚	
	交通誘導員	配置状況	毎月1回以上	適宜	
	新規入場者教育	新規入場者教育	実施時	代表箇所1枚	
	日々のKY活動	日々のKY活動	毎月1回以上	適宜	
	安全対策	安全対策	対策ごと	対策ごと1枚	仕様書に明記されたほか独自に行った対策を含む。
	過積載防止	積込状況	1回以上	代表箇所1枚	発生材等
	処分状況	1回以上	代表箇所1枚		
使用重機	使用重機	車両	車両毎に1回	適宜	
草刈・除草	全景	施行前(全景)	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	施設内全体が分かるように撮ること
		施行後(全景)			
	作業状況	施行前	各施設毎に1箇所以上	各作業毎 代表箇所1枚	
		施行中			
		施行後			
	出来高	施行前	各施設毎 管理区間毎変化点 または20m毎	各施設毎 管理区間毎変化点 または20m毎	施行前と施行後確認の撮影は、監督職員に臨場の依頼申請を行うことができる。 なお、監督職員から臨場の申し出があった場合は、それを拒むことはできない。
		施行後			
		草丈	各施設毎 作業区域毎	各施設毎 作業区域毎	除草前に箱尺にて撮影すること。
	薬剤散布	薬剤調合	薬剤ラベル 薬剤・水の使用計量 薬剤調合・攪拌状況	薬剤ラベル 薬剤・水の使用計量 薬剤調合・攪拌状況	手袋等安全対策を怠らないこと。
		薬剤散布	散布時保安状況 散布時 告知貼紙	散布時保安状況 散布時 告知貼紙	手袋・防護メガネ等安全対策を怠らないこと。

完了届

令和 年 月 日

市川市長

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 件名

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日

年 月 日

4. 製造請負金額

円

5. 契約期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

6. 完了年月日

年 月 日